

タクシー事業者の皆様へ

香川県タクシー協同組合

運転者証の写真の大きさの変更について

日頃から登録事務につきましてご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、令和4年2月28日付けでタクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条第3項が改正されたことから、運転者証の登録の申請時に添付する写真の大きさが「令和5年2月28日」より、下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

なお、個人タクシーの事業者乗務証もこれに準じます。

令和5年2月28日以降は、5cm×5cmの写真は受付できませんので十分ご注意ください。

記

【運転者証（法人タクシー）・事業者乗務証（個人タクシー）】

（変更後） 令和5年2月28日から （縦6センチメートル×横4センチメートル）



※令和5年2月28日以降は、5cm×5cmの写真は不可となりますので、ご注意ください。

（変更前） 令和5年2月27日まで

